

宮若市立宮若西中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月31日策定
令和6年4月1日改訂

※〇条に対応・・・いじめ防止対策推進法との対応を明記

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務) ※第8条

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策 ※第13条

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つとして早期発見に努め、報告や連絡、相談体制を整え、いじめ防止等に対して組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な取組として道徳、学級活動等の時間を利用し、自分らしい生き方、自分の将来像について常に意識させる取組を行うとともに、人権作文や人権標語等に取り組む。
- (オ) 各教科等の授業において、交流の場を設定する等、人権感覚の育成に努める。

イ いじめの定義と解釈 ※第2条

《いじめ防止法におけるいじめの定義》

(定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (ア) 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているものにかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応する。
- (イ) インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して適切に対応する。
- (ウ) 性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

ウ いじめの早期発見のための措置 ※第16条

- (ア) いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次のとおり実施する。
- ①生徒対象いじめについてのアンケート調査
年12回（毎月）のうち6・10・2月は、無記名式
 - ②教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査
年3回（毎学期）
- (イ) 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
- ①教育相談員、SC、SSW等の活用
 - ②いじめ相談窓口の設置
- (ウ) 生徒及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるよう、必要な啓発活動を行う。特に外部講師による、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行うこととする。 ※第19条
- (エ) いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等に関する措置 ※第15条

- ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置 ※第22条
いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

組織の名称		いじめ・不登校問題対策委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名
		校長	—	—
		教頭	—	—
		教諭	生徒指導部	生徒指導主事
		教諭	補導	
		教諭	生徒支援	
		教諭	特別支援教育	特別支援教育コーディネーター
		養護教諭	養護教諭	
	教諭・講師		いじめ・不登校事案の該当担任	
	外部専門家等	SC	—	—
教育相談員		—	—	
SSW		—	—	

〈活動〉

- ①いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響、その他生徒理解に関する情報交換等。

〈開催〉

週1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置 ※第23条

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめをうけた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。 ※第25条
- (ウ) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間必要な措置を講ずる。 ※第25条
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの問題に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。 ※第17条
- (カ) いじめの解消については、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(3) 学校いじめ防止基本方針策定に係る留意点

学校いじめ防止基本方針の各学校のホームページへの掲載等の措置を講ずるとともに、学校いじめ防止基本方針を必ず入学時・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

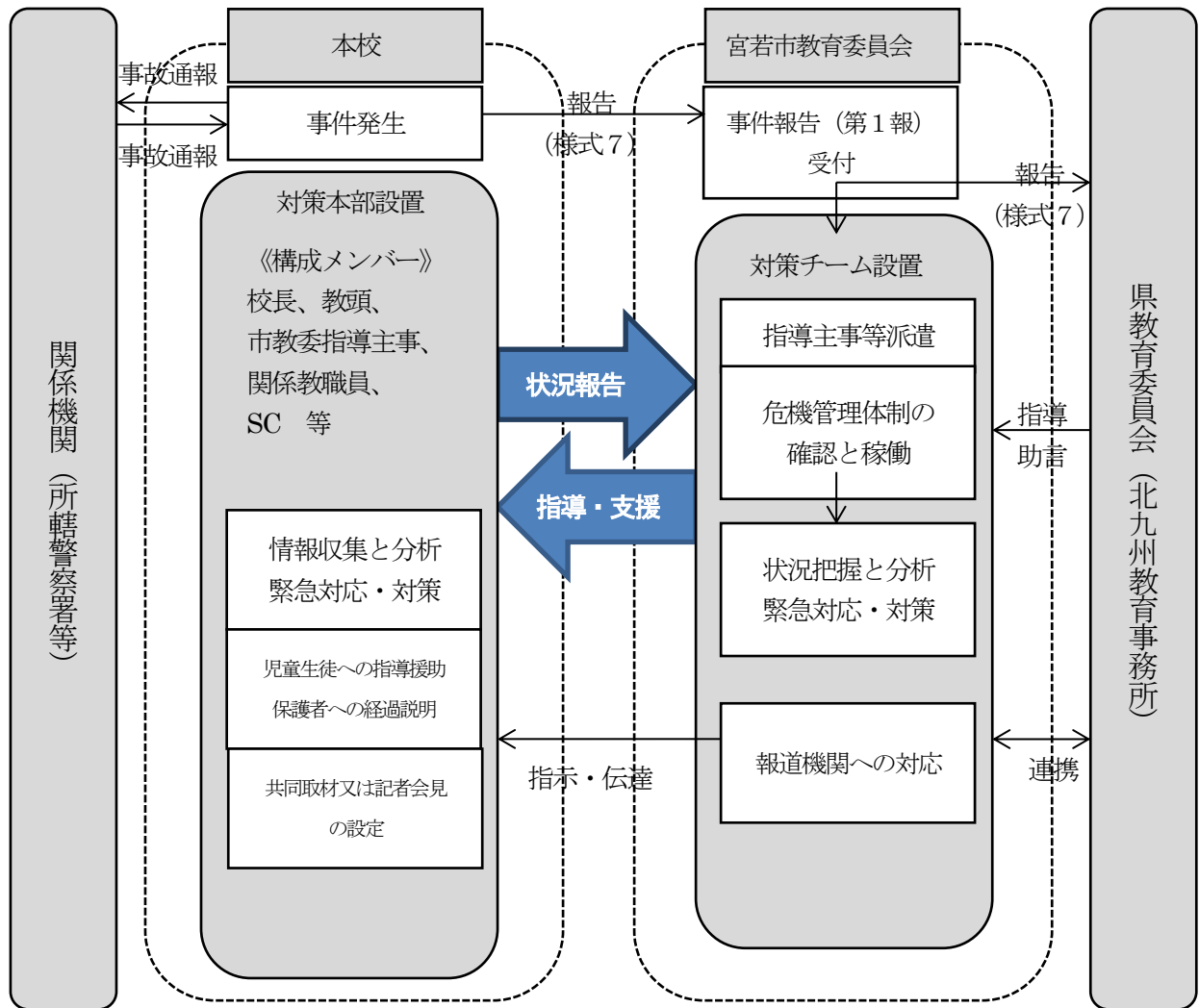
(4) 重大事案への対処 ※第28条～第34条

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ア 重大事案が発生した旨を、宮若市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 宮若市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

【重大事案として対処する場合】

- ・いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。



重大事案の場合は、事件・事故発生後、速やかに宮若市教育委員会に電話等で連絡する。紙面については、「生徒指導上の諸問題に関する調査」(月例報告)の様式7で連絡する。

(5) 学校評価における留意事項 ※第34条

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 関係法令

(1) 教育基本法

①教育機会均等

第4条全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

第6条2前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。こ

の場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならない。

③家庭教育

第10条父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

①第4章

第35条市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返す行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

①第1章総則（定義）

第2条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 参考資料

- 「生徒指導リーフ いじめのない学校づくり3」文部科学省（令和3年7月）
- 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き【改訂版】」福岡県教育委員会（令和3年3月）
- 「学校問題解決！対応ガイドブックⅡ」義務教育課（令和2年3月）
- 「インターネットトラブル事例集（H28年度版）」総務省（平成28年11月）
- 「福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】」福岡県教育委員会（平成27年3月）